

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年12月1日から13年3月11日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、11年12月から13年2月までの期間は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年4月1日から13年3月11日まで  
私と同じ事業所に勤務していた妻や他の同僚の標準報酬月額の記録に誤りがあると聞き、私の記録にも誤りがあると考えられるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成11年12月1日から13年3月11日までの標準報酬月額については、市民税・県民税所得証明書又は金融機関への給与振込額から推認できる保険料控除額から、11年12月から13年2月までの期間は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤った届出を行い、また、当該期間

に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間の標準報酬月額のうち、平成 11 年 4 月から同年 11 月までの期間については、給与明細書、源泉徴収票、市民税・県民税所得証明書等の資料が無く、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1514

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年12月1日から15年5月11日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、10年12月から15年3月までの期間は18万円に、同年4月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から15年5月11日まで  
所持している給与明細書と記録されている標準報酬月額を比較したところ誤りがあるので、正しい年金記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成11年3月1日から15年1月1日までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された保険料控除額から、11年3月から14年12月までの期間は18万円に訂正することが必要である。

また、給与明細書が無い平成10年12月1日から11年3月1日までの期間及び15年1月1日から同年5月11日までの期間の標準報酬月額については、他の月に係る給与明細書又は金融機関への給与振込額から推認でき

る報酬月額又は保険料控除額から、10年12月から11年2月までの期間及び15年1月から同年3月までの期間は18万円に、同年4月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤った届出を行い、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間の標準報酬月額のうち、平成10年4月から同年11月までの期間については、給与明細書や金融機関への給与振込額を確認できる資料が無く、各月の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を推認することができないことから、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、昭和62年4月から同年9月までの期間は14万2,000円に、同年10月は13万4,000円に、同年11月から63年9月までの期間は14万2,000円に、同年10月は15万円に、同年11月から平成元年8月までの期間は17万円に、同年9月は19万円に、同年10月は18万円に、同年11月及び同年12月は20万円に、2年1月及び同年2月は17万円に、同年3月から同年10月までの期間は20万円に、同年11月及び同年12月は24万円に、3年1月から同年7月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月1日から平成3年8月31日まで  
ねんきん定期便と給与明細書を比較したところ、記録されている標準報酬月額に誤りがあるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、昭和62年4月1日から同年5月1日までの期間、同年7月1日から63年3月1日までの期間及び同年4月1日から平成3年8月31日までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持す

る給与明細書に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額から、昭和62年4月及び同年7月から同年9月までの期間は14万2,000円に、同年10月は13万4,000円に、同年11月から63年2月までの期間及び同年4月から同年9月までの期間は14万2,000円に、同年10月は15万円に、同年11月から平成元年8月までの期間は17万円に、同年9月は19万円に、同年10月は18万円に、同年11月及び同年12月は20万円に、2年1月及び同年2月は17万円に、同年3月から同年10月までの期間は20万円に、同年11月及び同年12月は24万円に、3年1月から同年7月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

また、給与明細書が無い昭和62年5月1日から同年7月1日までの期間及び63年3月1日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額については、他の月に係る給与明細書、市県民税税額変更通知書及び源泉徴収票から推認し、62年5月、同年6月及び63年3月は14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤った届出を行い、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成16年12月25日は8万7,000円、17年8月10日は9万円、18年8月10日は8万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人に係る申立期間④の標準賞与額については、事後訂正の結果、9万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は7万4,000円とされているが、申立人は当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該第75条該当の記録を取り消し、特例法に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を8万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日  
② 平成17年8月10日  
③ 平成18年8月10日  
④ 平成18年12月31日

A社で支給された申立期間①、②及び③に係る賞与から厚生年金保険料が控除されているが、社会保険事務所（当時）の記録によると、同事業所



が当該期間の賞与支払届を出し忘れたため、これらの賞与は年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

しかし、保険料が控除されていることは明らかであるので、年金記録を訂正してほしい。

また、申立期間④に係る賞与は、標準賞与額が誤っているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①、②及び③について、A社が保管する給料台帳から、申立人は、当該期間において事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

したがって、申立人に係る当該期間の標準賞与額については、上記給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月25日は8万7,000円、17年8月10日は9万円、18年8月10日は8万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

3 オンライン記録によると、申立人の申立期間④に係る標準賞与額は、当初、7万4,000円と記録されており、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に9万円に訂正されているが、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の7万4,000円とされている。

しかしながら、A社が保管する給料台帳により、申立人は、申立期間④において、同事業所の事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額については、第75条該当の訂正記録を取り消すとともに、8万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行

したか否かについては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 21 年 11 月 13 日）に、当該期間に係る標準賞与額を訂正する旨の届出を行っていること、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成16年12月25日は15万2,000円、17年8月10日は15万6,000円、18年8月10日は15万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人に係る申立期間④の標準賞与額については、事後訂正の結果、15万6,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は12万9,000円とされているが、申立人は当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該第75条該当の記録を取り消し、特例法に基づき、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を14万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日  
② 平成17年8月10日  
③ 平成18年8月10日  
④ 平成18年12月31日

A社で支給された申立期間①、②及び③に係る賞与から厚生年金保険料

が控除されているが、社会保険事務所（当時）の記録によると、同事業所が当該期間の賞与支払届を出し忘れたため、これらの賞与は年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

しかし、保険料が控除されていることは明らかであるので、年金記録を訂正してほしい。

また、申立期間④に係る賞与は、標準賞与額が誤っているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①、②及び③について、A社が保管する給料台帳から、申立人は、当該期間において事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

したがって、申立人に係る当該期間の標準賞与額については、上記給料台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月25日は15万2,000円、17年8月10日は15万6,000円、18年8月10日は15万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれを履行していないと認められる。

3 オンライン記録によると、申立人の申立期間④に係る標準賞与額は、当初、12万9,000円と記録されており、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に15万6,000円に訂正されているが、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の12万9,000円とされている。

しかしながら、A社が保管する給料台帳により、申立人は、申立期間④において、同事業所の事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額については、第75条該当の訂正記録を取り消すとともに、14万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正

前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後(平成21年11月13日)に、当該期間に係る標準賞与額を訂正する旨の届出を行っていること、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。